

《様式第22号の2 第一面 記載要領》

記

別添

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
【役員の更替】 取締役(経営者)が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が取締役(経営者)に就任した場合				
役員等の氏名	東北 信一	仙台 四郎	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者
【役員の更替】 取締役(経営者)が退任し、これまで取締役であった者が新たに経営者に就任、別途新たに役員でなかった者が取締役に就任した場合				
役員等の氏名	東北 信一	—	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者離任
役員等の氏名 (経営者の変更)	秋田 一郎	秋田 一郎	27.7.1	経営業務管理責任者就任
役員等の氏名	—	仙台 四郎	27.7.1	取締役
【役員の更替】 取締役(経営者)が経営者のみを離任し、これまで取締役であった者が経営者に就任した場合				
役員等の氏名 (経営者の変更)	東北 信一	東北 信一	27.7.1	経営業務管理責任者離任
役員等の氏名 (経営者の変更)	秋田 一郎	秋田 一郎	27.7.1	経営業務管理責任者就任
【営業所の新設】 専任技術者についても記載				
営業所の新設	—	東北営業所	27.8.4	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	青森 太郎	27.8.4	東北営業所
専任技術者	—	青森 太郎	27.8.4	東北営業所
		様式第8号は区分「3」(専任技術者の追加)		
【営業所の廃止】 専任技術者についても記載				
営業所の廃止	関東営業所	—	27.7.31	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	岩手 次郎	—	27.7.31	関東営業所
専任技術者	岩手 次郎	—	27.7.31	関東営業所
		様式第22号3「届出書」で提出		
【営業所の業種の追加】 土木のみを営業していた営業所で、造園を追加する場合 →追加する業種を担当する専任技術者もあわせて記載(以下は、従前からの専任技術者が担当業種を追加する場合)				
営業所の業種の追加	土木	土木、造園	27.8.4	中部営業所
専任技術者 (担当業種の変更)	福島 三朗	福島 三朗	27.8.4	中部営業所
		様式第8号は区分「2」(担当業種変更)		
【営業所の業種の廃止】 建築、造園を営業していた営業所で、造園のみを廃止する場合 →廃止する業種を担当していた専任技術者もあわせて記載(以下は、造園の専任技術者が外れ、建築の専任技術者も交替となる場合)				
営業所の業種の廃止	建築、造園	建築	27.7.31	近畿営業所
専任技術者	山形 二郎	—	27.7.31	近畿営業所
	宮城 建一	建設 花子	27.7.31	近畿営業所
	様式第8号は区分「4」(専任技術者の削除)		中国営業所→近畿営業所へ配置のため、様式第8号は区分「5」(所属営業所の変更)	
【専任技術者の交替】 専任技術者の配置営業所のみの変更の場合				
専任技術者	建設 花子	山形 二郎	27.7.31	中国営業所
		近畿営業所→中国営業所へ配置のため、様式第8号は区分「5」(所属営業所の変更)		